

JIS

案内用図記号

JIS Z 8210 : 2022

令和 4 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	浅 見 剛 尚	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	阿 部 哲 也	一般財団法人製品安全協会
	天 野 美智子	株式会社オカムラ
	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 秀 幸	一般社団法人繊維評価技術協議会
	鹿 野 歩 子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	河 野 康 子	一般財団法人日本消費者協会
	寺 山 博 子	イオントップバリュ株式会社
	平 井 郁 子	大妻女子大学
	平 野 祐 子	主婦連合会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	町 田 隆	一般財団法人家電製品協会
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	村 井 正 素	公益社団法人消費者関連専門家会議

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 14.3.20 改正：令和 4.3.22

官 報 掲 載 日：令和 4.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
1A 引用規格	2
2 用語及び定義	2
3 案内用図記号の分類	2
4 安全などの案内用図記号に用いる基本形状、色及び使い方	3
5 施設などの案内用図記号	4
5.1 公共・一般施設図記号	4
5.2 交通施設図記号	19
5.3 商業施設図記号	23
5.4 観光・文化・スポーツ施設図記号	24
6 安全などの案内用図記号	27
6.1 安全図記号	27
6.2 禁止図記号	29
6.3 注意図記号	33
6.4 指示図記号	36
6.5 災害種別一般図記号	38
6.6 洪水・堤防案内図記号	39
附属書 JA (参考) この規格で規定したもの以外の案内用図記号	40
附属書 JB (参考) 優先設備及び優先席の図記号の組合せ使用方法	44
附属書 JC (参考) ベビーカー図記号の使用方法	47
附属書 JD (規定) ヘルプマークの使用方法	49
附属書 JE (規定) 健康増進法の規定に基づく加熱式たばこ専用喫煙室の図記号	51
附属書 JF (参考) JIS と対応国際規格との対比表	53
解 説	90

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS Z 8210:2020** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

案内用図記号

Public information symbols

序文

この規格は、2007年に第3版として発行された **ISO 7001**、2013年に発行された Amendment 1、2015年に発行された Amendment 2、2016年に発行された Amendment 3、2017年に発行された Amendment 4、2019年に第3版として発行された **ISO 7010**、2020年に発行された Amendment 1、Amendment 2 及び 2021年に発行された Amendment 3 を基とし、国内で継続して使用している図記号を加え、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。技術的差異の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JF** に示す。また、この規格の**附属書 JA**～**附属書 JE** は、対応国際規格にはない事項である。

この規格は、不特定多数の人々が利用する場所、建物、印刷物などに、言葉によらない表現による“案内”に用いる図記号を規定したものである。今日、人及びものの国際交流が増大する中で、文字・言語の壁を越えて情報伝達を図る手段として、案内用図記号の果たす役割は重要である。

1 適用範囲

この規格は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号について規定する。

この規格は、公共・一般施設、交通施設、特定の場所・建物、観光、商業・小売店など、あらゆる施設のほかに、様々な地図、案内板、標識、印刷物などに用いる案内用図記号として適用可能である。

この規格は、工業生産される標識板などの作成に関して適用されるものであるが、それ以外の方法、例えば、印刷する、画像で表す、など何らかの表現方法によって表示されるものにも適用可能である。ただし、機器・装置用図記号は除く。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 7001:2007, Graphical symbols – Public information symbols + Amendment 1:2013 + Amendment 2:2015 + Amendment 3:2016 + Amendment 4:2017

ISO 7010:2019, Graphical symbols – Safety colours and safety signs – Registered safety signs + Amendment 1:2020 + Amendment 2:2020 + Amendment 3:2021 (全体評価: MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1**に基づき、“修正している”ことを示す。